

委員会提出議案第 7 号

境港市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定について

境港市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月23日 提出

提出者

境港市議会

議会運営委員会委員長 森 岡 俊 夫

境港市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、境港市議会議員（以下「議員」という。）が、療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年境港市条例第27号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げる会議をいう。

- ア 市議会定例会及び臨時会の本会議
- イ 境港市議会委員会条例（昭和31年境港市条例第59号）に基づき設置された委員会の会議
- ウ 境港市議会会議規則（昭和52年境港市議会規則第1号）第72条に規定する委員会による委員の派遣
- エ 境港市議会会議規則第127条に規定する協議又は調整を行うための場
- オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

(3) 公務上の災害 境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年境港市条例第23号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族又は委任を受けた者が届け出ができるものとする。

- 2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。
- 3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、これを認定し、必要と認

める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

(議員報酬の減額)

第4条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬に、前条第1項の規定による届出のあった日（その日前から長期欠席の理由と同様の理由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日）から同条第2項の規定による届出のあった日の前日までの期間（以下「長期欠席の期間」という。）に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席の期間	減額割合
90日を超える180日以下の期間	100分の20
180日を超える365日以下の期間	100分の30
365日を超える期間	100分の50

2 前項の規定により議員報酬を減額する期間は、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「減額開始月」という。）から長期欠席の期間の末日までとする。この場合において、議員資格を失い減額開始月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前6月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前6月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当額は、減額割合が高い方を適用して計算する。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。

(1) 公務上の災害

(2) 出産（出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間）

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者となつた場合

(4) その他議長が前 3 号の事由に準ずると認める場合
(議員報酬の支給停止)

第 7 条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、起訴、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から解かれた日までの期間（次項において「逮捕等の期間」という。）の議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、当該停止に係る逮捕等の期間の末日が月の初日でないときは、当該逮捕等の期間の末日が属する月の現日数を基礎として日割りにより停止すべき議員報酬の額を計算する。

(期末手当の支給停止)

第 8 条 議員が、基準日以前 6 月以内の期間において、前条第 1 項の規定により議員報酬の支給を停止され（当該基準日以前 6 月より前の日において同項に規定する身体を拘束される処分を受け、当該基準日以前 6 月以内の期間において引き続き議員報酬の支給を停止されていた場合を含む。）、かつ、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により当該支給の停止が解除されている場合であつて、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第 9 条 第 7 条第 1 項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、該当した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴の提起がされなかつたとき。
(2) 無罪の判決が確定したとき。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第 10 条 第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

(出席停止期間の議員報酬及び期末手当の不支給)

第 11 条 地方自治法第 135 条第 1 項第 3 号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を受けたときは、当該出席停止に係る議員報酬及び期末手当は支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬及び期末手当の額は、各月における出席停止期間の日数に応じて、当該機関の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(改選後における期末手当に係る効力)

第12条 任期満了その他の事由により議員の改選が行われ、再び議員の資格を得た者（第8条の規定が適用される者に限る。）に対して新たに支給される期末手当については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(参考)

主な内容

1 議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、境港市議会議員が、療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 20 年境港市条例第 27 号。以下「議員報酬等条例」という。)の特例について、必要な事項を規定する条例を新たに制定する。

2 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

委員会提出議案第 8 号

境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

境港市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 23 日 提出

提 出 者

境港市議会

議会運営委員会委員長 森 岡 俊 夫

境港市議会委員会条例の一部を改正する条例

境港市議会委員会条例(昭和31年境港市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「予算委員会」を「予算決算委員会」に改め、同号ア中「各会計予算」を「各会計予算に関する事項」に改め、同号に次のように加える。

イ 各会計決算に関する事項

第16条第1項中「議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」を「原則公開する。ただし、委員長は、会議の秩序を保持するために、傍聴を制限することができる。」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年2月22日から施行する。

(参考)

主な内容

1 常任委員会の名称及び所管の変更（第2条関係）

「予算委員会」を「予算決算委員会」に改め、その所管を各会計の予算及び決算に関する事項とする。

2 委員会の傍聴の取扱いの変更（第16条関係）

境港市議会基本条例（平成25年境港市条例第22号）第9条の規定を踏まえ、委員会は原則公開（委員長の許可は不要）とする。

3 施行期日

1については、令和8年2月22日

2については、令和8年1月1日